

## 宇都宮市保育課主催

# 乳児保育研修会 ～0歳児の安全な環境・発達をふまえた遊びの環境～

宇都宮共和大学子ども生活学部

星 順子

配布資料は、写真を省いています

## メニュー

1. 保育所保育指針等の確認
2. 0歳児の安全な環境
3. 発達をふまえた遊びの環境

## ワーク（研修）のゴール

1. 指針等の捉え方の理解（指針等を手がかりに、日々の実践を理解し、言語化できる）
2. 共通言語で語り合う機会に（共通の観点を持って他者と語り合い、クラス内（園内）の共通理解が図られる。）
3. 保育環境を点検、再構成、改善するきっかけに（安心・安全を基本に、子どもが中心となる保育環境のあり方を他者と考え、計画を立案し、実践につなげる。）

※今回は「保育所保育指針」を中心に取り上げていますが、幼稚園の方は『幼稚園教育要領』こども園の方は『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』をそれぞれ参照してください。

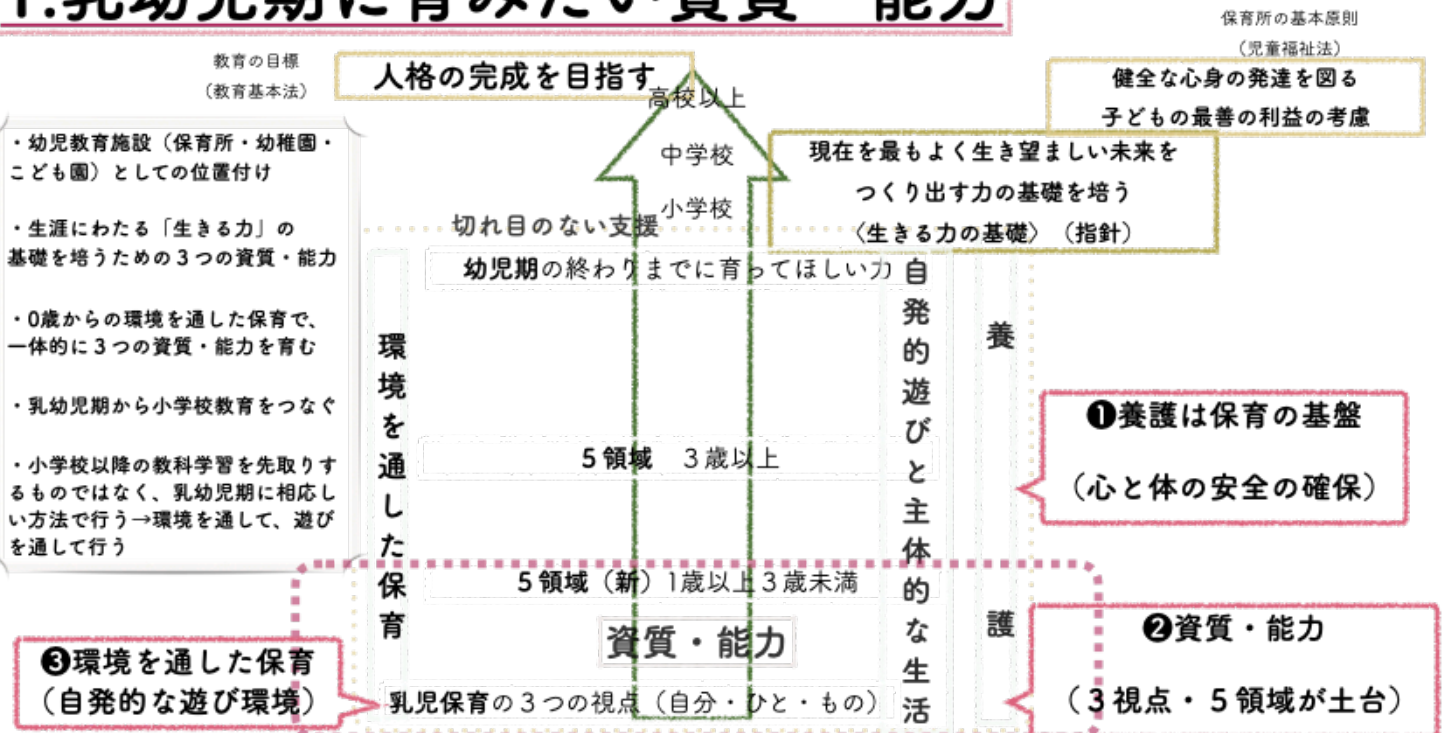
※途中でワークが入っています。映像を一時停止しクラス内で取り組んでみましょう。

※写真は各園の承諾を得て紹介していますが、画像の引用及び転載はお断りします。

# 1. 保育所保育指針等の確認

・保育の原則や目標を再確認し、資質・能力を育むための、  
環境を通して行う保育や養護と教育の一体となった保育につ  
いて指針等を手がかりにしながら理解する。

## 1. 乳幼児期に育みたい資質・能力



# 育みたい資質・能力の基礎

1歳児の資質・能力（基礎）の育ち

## 「知識及び技能の基礎」

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりすること

人間関係

言葉

## 「思考力、判断力、表現力等の基礎」

気付いたことや、できるようになったことを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること

表現

## 「学びに向かう力、人間性等」

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること

## 2.養護とは（指針より）

保育全体を通じて、養護をふまえた実践がなされること

### 生命の保持

- ①一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

### 情緒の安定

- ①一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ②一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③一人一人の子どもが、主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

## 養護・教育の一体化とは（指針より）

「養護」とは

子どもの「生命の保持」及び「情緒の安定」を図るために保育士等が行う援助や関わり

「教育」とは

子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助

（指針解説）

「養護」と「教育」は、切り離されるものではないことを踏まえた上で、自らの保育をよりの確に把握する視点をもつことが必要

### 保育所保育指針解説 1 保育所保育に関する基本原則

#### 【養護と教育の一体性】

養護と教育を一体的に展開するということは、保育士等が子どもを一人の人間として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう丁寧に援助することを指す。子どもが、自分の存在を受け止めてもらえる保育士等や友達との安定した関係の中で、自ら環境に関わり、興味や関心を広げ、様々な活動や遊びにおいて心を動かされる豊かな体験を重ねることを通して、資質・能力は育まれていく。

（中略）子どもの傍らに在る保育士等が子どもの心を受け止め、応答的なやり取りを重ねながら、子どもの育ちを見通し援助していくことが大切である。このような保育士等の援助や関わりにより、子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることの心地よさを味わい、保育士等への信頼を抛りどころとして、心の土台となる個性豊かな自我を形成していく。

## Work1： 養護と教育の一体性

「養護」と「教育」の一体的な保育について写真から読み取ってみましょう。

準備するもの：付箋10枚くらい（1人）、A4用紙一枚（半分に折り左に養護、右に教育と書く）

進め方：一人でも複数でもできます

- ①自分なら、この場面で、どのように関わり援助をするかを考える
- ②付箋に思いつくままに箇条書きで書く。  
（一つにつき一枚）
- ③「養護」と「教育」に分類し、A4用紙に貼り付ける→分類する
- ④クラスの担当保育者で共有する  
→クラスの方向性の確認をする→指導計画へ



### 子どもの人権を保障する関わり

例：

養護：排泄後の不快感に気づいて取り除く

教育：「気持ち悪いね」と気持ちのともな  
なった言葉かけ（不快の感覚）

養護：スキンシップをしながらかかわる

教育：「さっぱりしたね」と気持ちの伴っ  
た言葉かけ（快の感覚）

養護：笑顔でゆったりと一対一の関わりを  
楽しむ

教育：清潔になることの心地よさの感覚を

養護：転倒しないように、交換台に乗せる

育めるように関わる

前におむつや洋服を準備する

教育：無言で行うのではなく、確認する

養護：事故のないように、目をはなさいよ  
うに行う

言葉を添えながら行う

さっぱりして  
気持ちがいいね～

オムツを替えてもいい  
かな？

「養護」と「教育」は、日常の場面のなかに、どちらの面も含まれていることを把握しましょう

## 2.0歳児の安全な環境

・重大事故を起こさないよう、クラスの安全な環境（ここでは特に物的環境）が確保されているか点検し、確認、改善の機会にする。

### 1.0歳児クラスの特徴

- ・年度当初の人数に加えて、年度が進むにつれて入園児が増えていく
- ・発達の多様性、個人差が大きい
- ・異なる生活リズム
- ・自ら積極的に周囲の環境に働きかける存在
- ・危険予測はできない、認識もない
- ・あらゆる場面で、保育者の関わり、援助を必要とする

#### 子どもの死亡事故の特徴

①死亡事故がもっとも多い年齢は、0歳児（次いで1歳、2歳）

②死亡事故がもっとも多い時間は「睡眠中」

2004年～2017年の14年間で

③死亡事故がもっとも多い場所は「園内」

99人の0歳児が死亡

④預けられてから比較的短い期間（預けられた当日、または2、3回目など）で亡くなる事例がかなり多い



出所：猪熊・新保・寺町「重大事故を防ぐ園づくり」ひとなる書房

## 2.過去の事故を知る

### くう・ねる・水あそび

※山中龍広医学博士が名付けた

### 窒息

保育の中で、いちばん死亡事故が多い時間帯が睡眠中、食事中、水遊び中（指針にも、明記）

●ねる：0,1歳児

●くう：1,2歳児

●水あそび：3歳以上

### 0歳児が多い事故：睡眠中

この時間に死亡事故が多いことをふまえて、この時間への安全な対策が必要。

- ①うつぶせ寝は絶対にしない（窒息やSIDS（乳幼児突然死症候群）の防止）
- ②表情が見えるような明るい部屋で寝かせる
- ③呼吸チェックを確実に行う
- ④顔周りに注意

国のガイドラインも確認しましょう！

- ・睡眠前に、口の中に異物がないか確認
- ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない
- ・ヒモやヒモ状のものをそばに置かない
- ・一人にしないこと、寝かせ方に配慮

出所：猪熊・新保・寺町「重大事故を防ぐ園づくり」ひとなる書房

### 子どもの事故事例



出所：国民生活センター

[https://www.kokusen.go.jp/test/data/s\\_test/n-20220217\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20220217_1.html)



出所：こども家庭庁



出所：こども家庭庁

### 日本小児科学会 (傷害速報)



<https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/injuryalert/0047.pdf>

こども家庭庁：  
特定教育・保育施設等  
における事故情報デー  
タベース



## 過去事例の確認

# 飲み込む

東京消防庁管内でH30～R4年までの5年間に  
誤飲、窒息で救急搬送された子どもの数

## 2 年齢・月齢別救急搬送人員

年齢別では、0歳児の救急搬送が最も多く、成長とともに減少しています（図2-1）。0歳児の月齢別では、7か月から増加し、9か月が最も多く救急搬送されています（図2-2）。

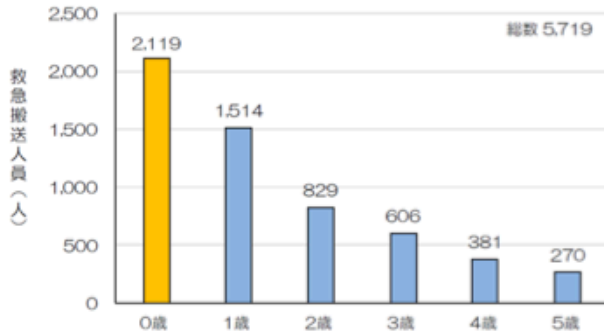


図2-1 年齢別救急搬送人員

出所：東京消防庁

東京消防庁管内でH30～R4年までの5年間に  
誤飲、窒息で救急搬送された0歳児の子どもの数

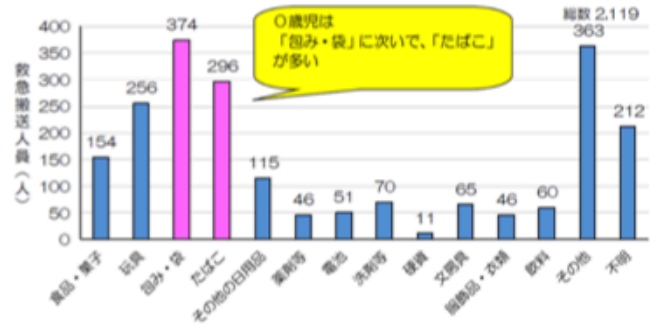


図5-2 関連器物別救急搬送人員（0歳）

出所：東京消防庁

### Q3-9③ セキラ・ハットが発生した異物の内容（主なもの）

種類	具体的内容
玩具・雑貨	布や木製の食べ物（餅、野菜、フルーツ、お菓子など）や調味料入れ等のおもちゃ、破損していた玩具の破片、小さなシズ、レール（木製）の接続部分、小さな自動車の部品、小さい形状の積み木、チョコレートに見える茶色の塊いブロック、着せ替え人形の靴、遊具の破損部分、ぬいぐるみ、指人形、粘土・粘土バラ、風船の破片、スライム、オセロ、パズル、チェーンリング、花はじき、スーパーボール、シール、500円玉大のメダル、色水で作ったジュース、豆まきの飾り紐紐足
文具	ガムテープ、養生テープ、セロハンテープ、タレコシ、チョーク、絵の具、色鉛筆の芯、コップキスの芯、輪ゴム、マグネット、画びょう、ボールペンの芯、ペンのふた、クラップ、消しゴム
手芸用品・ファッション用品	洋服のボタン、ヘアゴム、毛糸、ひも、上着のファスナー、フェルト、ビーズ、手作りおもちゃの串刺、保護者の落としたピアス
キッチン用品・カトラリー	キッチンペーパー、箸の先端や破片、ストロー、スポンジ、水筒のバッキン、お弁当用ピック
医薬品・医薬品外品	虫除けシール、防虫剤、落ちている錠剤、シャボン玉液、石鹸の泡、消毒液
衛生材料	絆創膏、ティッシュ、裏ガラスキャップ、保冷材
工具部品	おじ、ベビーベッドのつまみ部品、窓の部品、針金、工事後の金属片
紙・本	新聞紙、段ボール、折り紙、本の切れ端
洗濯用品	洗濯ばさみ
楽器	鈴
電池	単3乾電池
その他	ほこり・灰くず、ビニール袋、発泡スチロール、ペットボトルのふた、壁面装飾のパーツ、コーナーガード、コンセントカバー、キーホルダー、金のお首
屋外活動や散歩中に見つけたもの	砂礫の砂、小石、葉っぱ、落ち葉、木の葉、木の枝、草花、銀杏、おぼろり、どんぐり、落ちていた虫、芝生、泥水・泥団子、食育の豆、テラスの素材くず、公園に落ちていたお菓子、たばこの吸い殻、犬のふん

3歳までは小さなモノを口に含もうとする！のどに詰まり、窒息する恐れがある

危険性のあるものは保育室に置かない

誤飲：体内に摂取してはいけなかったものを摂取したこと

誤嚥：食べものまたは異物が、何らかの理由によって、誤って気管に入った状態。

子供の口に入る大きさ（直径約4cm未満）のものを周りに置かない



出所：こども家庭庁/日本経済研究所「教育・保育施設等で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究最終報告書」令和5年

出所：政府広報オンライン



## 子どもの手の届く範囲を認識する

子どもの手が届く範囲は、手の届く範囲と台の高さを足した長さ。

- 1歳児：90センチ
- 2歳児110センチ
- 3歳児120センチ



出所：政府広報オンライン



出所：日本中毒情報センター

## 登る・落ちる

- ・探索行動が盛ん。思わぬところに登ろうとしたり、いろいろな遊び方をする
- ・発達過程によって事故が起こりやすい場所や状況は変わる
- ・小さな子どもは体の大きさに比べて頭が大きく重心の位置が高いため、頭部から落下しやすい

### ベッド、おむつ交換台、階段等の転落に注意

- ・ベッドの柵は常にあげておく
- ・オムツ交換時は、必ず新しいオムツや衣類を用意してから交換台へ乗せる
- ・一時的であってもテーブル等の高さのある所に寝かせない
- ・のぼる、よじのぼる道具を置かない

### 家具等は固定しておく

- ・子どもの洋服が家具類の突起部に引っかかると宙吊りになることがある

### 転倒時の怪我の防止を

- ・転倒防止には、素足がよい
- ・転倒時に怪我をしないよう、必要以上の玩具は片付ける
- ・床の硬さや状態なども点検。硬すぎればマットなどを敷く。異物があれば除く

## すき間に指をはさむ

子どもの指の幅は6ヶ月児で、43ミリ、1歳で46ミリ。人差し指の厚みは6ヶ月で6ミリ1歳で7ミリ。

5ミリから7ミリのすき間は、子どもの指がはさまれたり巻き込まれたりするサイズ。

引き戸のすき間やイスの座面と脚の接続部にあるすき間、バギーの接続部等に指を入れることがある

参考：所・掛札・レーヴ法律事務所「保育者のためのハザード教室」



はさまれ事故の原因となったもの上位5つです。手動ドアへのはさまれが全体的に多くなっています。

年齢	順位	1位	2位	3位	4位	5位
0歳	手動ドア	26人	10人	9人	その他の玩具、ベッド 各7人	
	手動ドア	188人	34人	30人	27人	26人
1歳	手動ドア	135人	34人	27人	24人	15人
	手動ドア	238人	84人	42人	37人	28人

年齢別のはさまれ事故の原因上位5つ（平成30年～令和4年）

※ その他の家具とは、棚、引き出し、クローゼットのドア等

※ その他の玩具とは、キッチン玩具、おもちゃのピアノ等

扉の開閉時は子どもの存在を確認してから  
クッション材等で指はさみ防止対策を

出所：東京消防庁

## さわる・落下等のやけど

・0～5歳の子どものやけどの原因は、味噌汁、スープ、お茶、コーヒー等によって発生しているケースが最多

・ミルク用ポット、加湿器、ホットカーペット等にも要注意

保育室に熱い鍋を入れない

味噌汁等は冷めてから配膳する



出所：東京消防庁



## 溺れる

口と鼻をふさぐだけの水があれば溺れる

トイレ、洗濯機、バケツや洗面器の水、ペットの水槽、  
園庭の排水溝、雨水が溜まりやすい場所等、  
水が溜まっている場所には近寄らせない工夫を  
人が溺れるときは静かに沈む

### プール・水遊び 水深が浅くても溺れる

- ・監視者は監視に専念する。
- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・定期的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。等（ガイドラインより）

100名以上の子どもが自宅のお風呂でおぼれています。

(平成30年～令和4年)

年齢	順位	1位	2位	3位
0歳	浴槽	44人	シャワー、ビニールプール 各1人	
	池	38人	2人	1人
1歳	浴槽	13人	1人	-
	池	13人	1人	-
2歳	浴槽	21人	4人	1人
	プール	21人	4人	1人

年齢別のおぼれる事故の発生場所（平成30年～令和4年）

出所：東京消防庁

## 3.指針等・ガイドラインの確認

### ガイドライン



出所：こども家庭庁（内閣府）

### 保育所保育指針 第3章

#### 3 環境及び衛生管理並びに安全管理

#### (2)事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等をふまえて、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

## 施設・設備・教材の安全点検

保育所保育指針解説 3 環境及び衛生管理並びに安全管理  
(2)事故防止及び安全対策

日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を共有し、全職員と情報を共有しておく

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録をつけるなど、情報を全職員で共有する

## 4.保育室や園庭の点検

### 室内の安全

#### 1 出入り口

- ・災害時の避難口、避難経路が確保されているか、常に意識する。非常口の近辺には物を置かない。
- ・ドアの開閉に気をつける。開閉の際は子どもがドアに手や身体をつけていないか、戸袋付近にいないかを注意確認する。
- ・必要なときに施錠されているか、不審者の侵入に対し防御の用意はあるか点検する。

## 2 家具

- ・家具類には、ストッパー、転倒防止の設置を行う。
- ・家具の上に物を置いていないか、引出しは閉まっているか、落下してくるものはないかを確認する。
- ・死角をつくらないようにコーナーの配置に気をつける。
- ・家具の角にぶつかってケガをしないよう、ガードテープを貼る、または、カバーをつけて安全対策を行う。
- ・棚などにかけるクロスは子どもが引っ張ることが出来ないようにする。

出所：こども家庭庁「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参考資料「安全保育(三鷹市作成)」

## 3 壁面

- ・釘や鋭利な突起物が残っていないか、落下の危険はないか確認する。
- ・園舎内では原則として画鋸は使用しない。
- ・子どもの手が届く高さにあるコンセントには、コンセントカバーをつける、または家具で隠す等配慮する。
- ・カーテン、装飾などに使う布や置物などは、防炎加工してあるもの、または有毒ガスなどが発生しないものを使用する。

(1m<sup>2</sup>以上の布は防炎加工が必要)

出所：こども家庭庁「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参考資料「安全保育(三鷹市作成)」

#### 4 床面

- ・水濡れ等滑って転ぶ危険がないか、汚れていないかを確認し清潔を保つ。
- ・絨毯にごみや糸くず等落ちていないかよく確認する。絨毯のめくれや小さい物、つまずきやすい物が歩行の妨げになっていないか注意する。

#### 5 ベランダ

- ・ベランダに出るサッシの溝は、マットなどで覆い段差に気をつける。
- ・水濡れ等滑って転ぶ危険がないか、汚れていないかを確認する。
- ・ベランダに足がかりになるような遊具などは置かない。
- ・スノコのささくれ、釘、隙間の間隔などに注意する。

出所：こども家庭庁「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参考資料「安全保育(三鷹市作成)」

#### 6 トイレ

- ・水はねにより床が滑らないか確認する。
- ・個室内の安全が確認ができるようにする。
- ・手洗いの流しの周りに陶器・ガラス物等割れる物は置かない。
- ・おむつ交換台に子どもを乗せている時は、絶対に目を離さない。

#### 7 調乳スペース

- ・毎日清掃を行う。汚れた時はすぐ清掃し清潔を保つ。
- ・調乳、湯冷ましは所定の位置で行う。
- ・ポットの転倒、転落に注意し、子どもから離れて使用する。

出所：こども家庭庁「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参考資料「安全保育(三鷹市作成)」

## 園庭の安全

- ・固定遊具や砂場、乗り物、植物や飼育物等の扱い方について職員間で情報の共有化をはかっておく。
- ・飼育物と触れ合う時は、保育士が側に付き添い、かまれる、引っかかることのないように気をつける。その後の手洗いを励行する。動物アレルギー反応のある子どもへは個別配慮する。
- ・常に人数把握し、特に遊び場所が変わるときや保育士がその場を離れるときは、声を掛け合い危険防止の確認を行う。
- ・不審者の侵入や子どもの飛び出しに注意し、出入り口を施錠し管理する。
- ・毎朝、危険なものが落ちていないか、犬猫の糞など不衛生なものがないか、点検を怠らない。常に清潔を保つよう、随時取り除く・掃く・洗い流す等、環境への配慮に努める。(休み明けは、特に念入りを行う。)

出所：こども家庭庁「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参考資料「安全保育(三鷹市作成)」

- ・転倒時の安全と、陽射しを避けるため、常時帽子を着用させる。
- ・園庭倉庫の管理には、十分注意する。(子どもは中に入らない等)
- ・植物(樹木)に突起物や害虫がないか点検、確認する。
- ・植物(樹木)や花は毒性のないものを選ぶ。
- ・倉庫や用具入れの戸は子どもが自由に開閉できないようにする。
- ・フェンスネットがはずれて引っかかる危険のないよう、整備点検する。
- ・門扉の鍵は子どもが簡単に開けられないものにする。

出所：こども家庭庁「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参考資料「安全保育(三鷹市作成)」

## Work2：ヒヤリ・ハット事例を通して考える

他園のヒヤリ・ハット事例から、園外保育における対応策を考えてみましょう。

準備するもの：付箋10枚くらい（1人）、A4用紙一枚

### 2 事例の紹介

#### 2 園外保育に関するヒヤリ・ハット事例

事例No. 8

リスク分類 1

見落としの場面	園外保育
見落としの内容	置き去り
日時・曜日・時間・天候	2018年10月 月曜日 10時35分
年齢	0歳児
性別	
具体的な内容	・0歳児9名、保育者5名 シャボン玉遊びの際、本児がシャボン玉を追いかけて集団から離れて行ったのに気づかなかつた。 バギーに8名乗せて帰園しようとする際、他園の職員から、本児が公園に残っていることを指摘される。 ・2日後、園長に報告する。 ・7日後、保護者に報告する。

出所：こども家庭庁「教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集」2023年

進め方：一人でも複数でもできます

①この場面では、どのような問題があったのか、付箋に思いつくままに箇条書きで書く→分類する。

②このような置き去りを防ぐために、園外保育で気をつけることは、何かを付箋に箇条書きで書く→分類する

③クラスの担当保育者で共有する

## 園外保育

### この事例の問題点

- ・子どもを見守る意識が不足している
- ・保育者間で声をかけ合い、人数を確認する意識がない、習慣化されていない
- ・保育者間で役割、立ち位置の連携が取れていない
- ・保育者間でコミュニケーションが図られていない
- ・ただちに園長、保護者に報告していない

### 園外保育の際に気をつけること

- ・子どもの動きを想定し保育者の立ち位置や役割分担をする
- ・役割分担を明確にし、連携して取り組む。人数確認を常に意識する。
- ・事故発生時は直ぐに園長や保護者に報告することなどを職員間で共有し危機管理意識を高める。
- ・子どもが遊ぶ前に、周囲（環境、出入り口）や遊具、落下物等の点検を行う
- ・初めての場所に行く際には、必ず事前に訪問する
- ・交通状況を把握しておく
- ・お散歩リュックの点検
- など



## 3.発達をふまえた遊びの環境

・資質・能力を支える3視点、5領域を確認しながら、子ども一人一人の姿や発達課程をふまえた遊びの環境を構成する視点について理解する（環境を通した保育の実践）

## 1.安全確保と育ちの保障

保育所保育指針解説 第3章 （2）事故防止及び安全対策 イ

安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組む。

重大な事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身につけていくことの重要性にも留意する必要がある。こうした保育所における事故防止のために一連の取組や配慮について、保護者に十分周知を図り、理解を深めておくことが重要である。

## 2. 保育の環境

(4) 保育の環境

### 保育所保育指針 第1章 1 保育所保育に関する基本原則

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保に留意すること
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること

### 自ら環境に関わること・自発的に活動すること

## 3. 乳児保育（0歳児）のねらいと内容

### 保育所保育指針 第2章

発達の特徴と保育  
のあり方の基本

#### 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

##### (1) 基本的事項

ア 乳児の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

応答性のある環境：子どもからの働きかけに応じて変化したり、周囲の状況によって様々に変わって  
いったりする環境

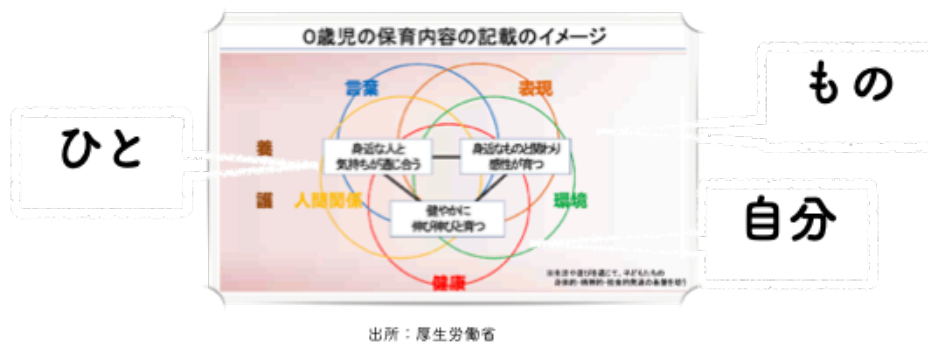
## 保育所保育指針 第2章

### 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

3つの視点

#### (1) 基本的事項

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。



## 4.0歳児の発達と遊び

### 0歳児前半 自分という感覚を育む時期

自分

- **原始反射から意識的な行動へ** →安心して伸び伸び動ける環境  
人の目、動くものをじっと見つめる、音の出るものに注意を向ける  
身体は頭部から尾部、中心から末端、左右非対称から対照的へ
- **情動の共有から人への気づき** →応答的な触れ合いやあやし遊び  
身近な人とそうでない人の区別ができるようになる  
愛着対象の保育士が近くにいることで情緒が安定する  
あやされて笑う姿、おはしゃぎ遊びで人とのやりとりを楽しむ
- **目と手の協応と探索の芽生え** →探索意欲（見る・触る）が満たされる環境  
自分の手に届くようになると、触ったり、舐めたり、握ったりする  
自分の手や足をじっと見つめたり、触ったりしながら自分の身体に気づいていく  
音の出る玩具を振ってみると、手を伸ばして触ろうとする  
自分と一緒に楽しんでくれる保育者がいることで、楽しみが広がり、遊びが生まれる

ひと

もの

## 0歳児後半 愛着関係の形成と探索活動が活発になる時期

- 姿勢の変化で探索活動が活発に→身体を使って自由に探索活動ができる環境  
姿勢の変化による視野の広がりと自分の身体を移動する喜び  
歩行が始まると、両手が使えるようになり  
周りへの興味が高まり、探索活動もさらに活発になる

自分

- 保育士との愛着関係の形成→声や言葉を引き出す遊び、応答的な関わり  
愛着対象の保育士と関わることに喜びを感じ、自分の思いを伝えようと身体で表現、言葉で表現しようとする意欲が芽生える

ひと

- ものへの興味の高まり→手や指を使い、感覚の働きを豊かにできる環境  
ものや人との関わりが盛んになる  
興味のあるもので黙々と一人で遊ぶ  
ものを使って保育者と関わるのが楽しい  
粗大な手の動きから微細な動きへ

もの



## 5.3 視点から考える環境

自分

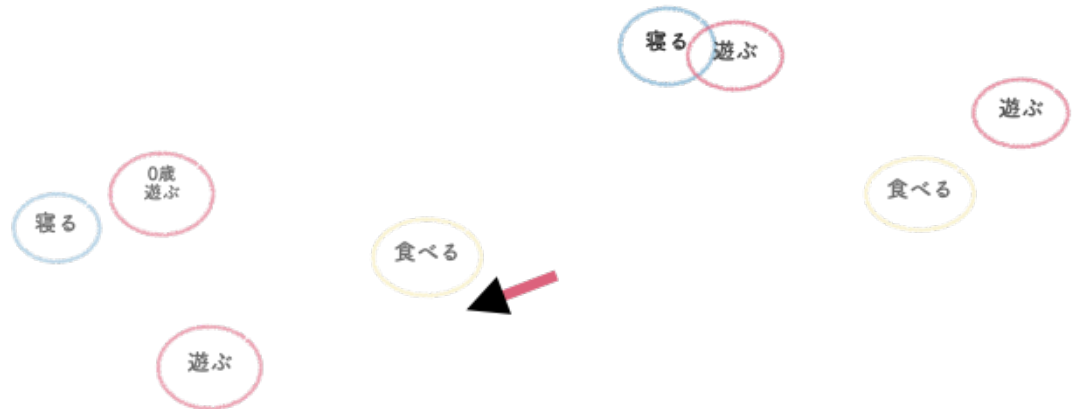
### ア 身体的発達に関する視点（健やかに伸び伸びと育つ）

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す  
力の基盤を培う

（ア）ねらい

- ① 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる
- ② 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする
- ③ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える

## 「食べる」「遊ぶ」「寝る」の空間に分ける



一人一人の生理的リズムとペースで生活できる  
→安心感や満足感→肯定的な感覚の育ちへ

## 一人一人の発達に応じてはう、立つ、歩くなどができる環境

立てるよ！歩けるよ！

だるまさん発見！

面白そう！

自分

ひと

基本的な体の動きの経験→  
体幹の育ちへ

## イ 社会的発達に関する視点（身近な人と気持ちが通じ合う）

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う

（ア）ねらい

- ①安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる
- ②体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする
- ③身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える

大久保わかき子ども園さん 0・1歳児クラス

ひと

保育所保育指針 第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

## 応答性のある環境（人・もの・自然・・・）

一人で黙々と遊ぶ

👉 → 探究心、気づきの芽生え

もの

自分

応答性のある手作り玩具で

👉 保育者とじっくり遊ぶ

→ テープを引っ張る感覚 + 音を聞く感覚 + 保育者と心地良い気持ちの交流 → 感覚の育ち、情緒の安定

ひと

宇都宮市立なかよし保育園さん 0歳児クラス

## ウ精神的発達に関する視点（身近なものに関わり感性が育つ）

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う

（ア）ねらい

- ①身の回りのものに親しみ、様々なものに関心をもつ
- ②見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする
- ③身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する

もの

保育所保育指針 第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

## 見る、聞く、触る、舐めるを楽しめる環境

担当保育者とのやりとりを  
十分に楽しめる時間と場所



五感を楽しむ  
動きや音のある玩具

もの

自分

ひと

子どもの興味・関心、欲求、発達に見合ったものの環境

自分

保育者とともに世界に出会う  
→信頼感、探究心の芽生え

ひと

もの

自分の好きな遊びを好きな時に選んで遊ぶ→自発性・主体性

もの

つまむ、つかむ、入れる、引っ張るなど手や指を使って遊ぶ環境→複雑な手の動き、ものの面白さ

自分

ひと



探索欲求がかき立てられる環境→探索行動の広がり、探究心

もの

自分

ひと

## 6.1 歳以上3歳未満の保育のねらいと内容

### 保育所保育指針 第2章

#### 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

##### (1) 基本的事項

ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分のできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

発達の特徴と保育  
のあり方の基本

## 7.5 領域から考える環境

### ア心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- ② 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

保育所保育指針 第2章 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

### イ人との関わりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア) ねらい

- ① 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- ② 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。
- ③ 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

保育所保育指針 第2章 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

## ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う

(ア) ねらい

- ①身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心を持つ。
- ②様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- ③見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

保育所保育指針 第2章 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

## エ 言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う

(ア) ねらい

- ①言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ②人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ③絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通うわせる

保育所保育指針 第2章 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

## 才感性と表現に関する領域「表現」

感じたことや考えたことを自分なりに発見することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(ア) ねらい

- ①身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- ②感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- ③生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

保育所保育指針 第2章 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

## 8.1 歳以上3歳未満児の発達と遊び

### 自分の世界をつくりはじめる時期

- 歩行の始まりと基本的な運動・身体機能の発達  
→全身を動かす遊び、探索活動ができる環境  
姿勢の変化と視野のさらなる広がり  
両手が使えるようになり、移動が楽しくなって探索活動の活発化  
粗大な動きのある遊びを楽しむ
- 発語の始まりから言葉の獲得→豊かな言葉に出会う・手指を使う環境  
見立て・つもり遊びができる環境  
言葉で思いを表現しようとする。手先が器用に。  
表象機能の発達で、見立てやつもりを楽しむ
- 自我の芽生え →保育者にしっかりと受け止められる環境  
一人遊び、並行遊びができる環境  
自分のイメージに沿って行動しようとする  
一人あそびで意欲的に遊ぶ。並行遊びが見られる。  
時に物の取り合いなどのトラブルも発生。  
感情のコントロールが難しい時期

## 一人遊びがじっくりできる環境

見立て・つもり遊びコーナー→  
イメージする力、自分のつもり  
を表現する力

## 興味を広げる環境

自分の興味をじっくり探究  
→意欲、探究心を満たす

## 平行遊びを楽しむ環境

平行あそび→  
模倣、他者への気づき

## 手先を使って楽しむ環境

入れたり、出したり、まわしたり、並べたり、手指を使って遊ぶ  
→微細な動き、自ら見出す面白さ

くつろぎの空間

少人数で遊べる環境

生活体験を再現できる環境

自分のやりたいを実現できる環境→自我の育ち、自己肯定感へ

## 静と動の活動に応じた環境

よく動く2歳児！動的な遊び  
→動ける満足感、粗大な動き

イメージが膨らむ教材  
→見立て・つもり遊びの充実

「環境を通した保育」は子ども理解から始まります。

子どもは、それぞれの時期の興味・関心や欲求に基づいて、自発的に周囲の環境に関わるという体験を通して心身が育ちます。

保育者は、子どもが自発的に楽しみながら環境に関われるように子どもの興味・関心や欲求、発達等を見極め、一人一人の子どもの育ちの見通しをもって、一人一人の子どもに必要な経験ができるように、意図を込めて環境を構成します。



## Work 3 : クラスの保育環境を振り返る

クラスの子どもたちの姿を振り返り、保育環境を確認してみましょう

準備するもの：付箋10枚くらい（1人）、A4用紙1枚

進め方：一人でも複数でもできます

- ①クラスの子どもたちの興味・関心、今、求めていることを思い返し、付箋に箇条書きで書く→分類する
- ②その子どもの興味・関心、欲求が満たされるような遊びは何か、どのような素材、玩具等があれば遊びが広がっていくか、その子どもに必要な経験は何かという保育士の願いも含めて考え、付箋に箇条書きで書く  
→分類する→①の隣に貼っていく
- ③全員で共有し、クラス的环境を再検討し、必要に応じて環境を構成、再構成する。
  - ・乳児保育の3つの視点や5領域との関連についても確認する
  - ・その環境や活動がもつリスクを確認、対応策についても検討する

## 子どもの姿から考える保育環境例 0歳児

### 子どもの姿

A児：毎日、ロッカーに登りたい！意欲大

A児：台があれば登ろうとする。こんなこともできるよ！と伝えているみたいな表情

B児：保育者との愛着ができ、顔を見ると笑う

B児：歌に合わせて嬉しそうにリズムを取る

C児：保育室にできた光の影を指差し

### 遊び環境

A児：「登る」活動を増やす、同じ高さの牛乳パックで作った台を用意、この先ジャンプも。

A児：戸外遊びで、全身を使う遊び（公園へ散歩）

B児：担当者とゆったりと関わるコーナー

B児：わらべうた遊びで気持ちを通うわせた（数人で遊べるコーナー作り）

C児：光が入る窓にカラーセロハンを貼って光を楽しむ 光の位置が変化することへの気づき

### リスクと対策

リスク：転倒、転落  
対策：必ず複数の保育者が関わる  
転倒防止用マットを敷く

リスク：シフォンでの窒息  
対策：わらべうたで使うシフォンは窒息防止のため、必ず保育士と一緒に使う

リスク：セロハンの落下、誤飲、誤嚥  
対策：セロハンが床に落ちないように常時点検、誤嚥対策

## まとめ

1. 資質・能力3つの柱を中核に0歳から18歳までの育ちを保障するという指針等の方向性の確認。子どもが自発的に取り組める環境を通じた保育で行う。それを支える内容が3視点、5領域となるが、養護を基盤にした実践のなかで行われる。

2. 0歳児に多いのは、睡眠中の死亡事故。この時間帯の安全の確保が最重要。誤飲や誤嚥の窒息事故も多い。クラスの環境をあらためて点検、再構成して、重大事故を防ぐための努力と工夫につなげる。保育者間、職員間の連携が重要。

3. 子どもの発達を確認しながら3視点、5領域の視点で環境を確認、他園の遊び環境を紹介した。重要なのは、子ども理解。子どもの興味、関心、欲求や発達を踏まえて、子どもの育ちを見通しながら、環境に保育者の願いも込めて構成していく。受容的・応答的な人的環境と子どもが自発的に、自由に選択できる環境のなかで資質・能力は培われる。すべての環境、活動にはリスクもつきもの。あらかじめリスクを予想し、危険回避の対策を考えておくことが重要。

## ワークのゴール

1. 指針等の捉え方の理解（指針等を手がかりに、日々の実践を理解し言語化できる）
2. 共通言語で語り合う機会に（共通の観点を持って他者と語り合い、クラス内（園内）の共通理解が図られる。）
3. 保育環境を点検、再構成、改善するきっかけに（安心・安全を基本に、子どもが中心となる保育環境のあり方を他者と考え、計画を立案し、実践につなげる。）

ワークは、参加した方、すべての声を引き出すことを目的にしました。先生方一人一人の意見が尊重されることが子ども一人一人の尊重につながりますよね。常勤、非常勤問わず、まずは、多様な意見が出せること、意見が出せる雰囲気重要だと思います。

今日の機会が何かのきっかけになれば大変うれしく思います。皆さんのやりたいと思う保育が実現できますように。

## 保育者の地平

津守 真著、ミネルヴァ書店、1997年

それぞれの子どものあるがまを認め、

そのあるがまとかかわる

大人の期待や価値基準とは違って、それぞれの子どもが自分らしく生きることを認め、さらにその子どもとやりとりする。子どものそのまを否定してかかわると、肯定してかかわるとでは、保育者と子どもとの関係はまるで違ったものになる。子どもが自分らしく振る舞って承認されるときには、その心の深いところを保育者に見せるようになる。



## 引用・参考文献

- ・阿部・北野『保育原理－保育原理/乳児保育』全国社会福祉協議会、全社協、2019年
- ・猪熊・新保・寺町『重大事故を防ぐ園づくり』ひとなる書房、2019年
- ・今井『乳児保育の実践と子育て支援』ミネルバ書房、2006年
- ・遠藤利彦『赤ちゃんの発達とアタッチメント』ひとなる書房、2017年
- ・金井宏水『子どものからだ図鑑』東京印書館、産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター、他
- ・厚生労働省『保育所保育指針解説』フレーベル館、2018年
- ・こども家庭庁『教育・保育施設等で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究最終報告書』2023年
- ・こども家庭庁『教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集』、2023年
- ・こども家庭庁『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 施設・事業者向け』
- ・所・掛札・レーヴ法律事務所『保育者のためのハザード教室』、ぎょうせい、2023年
- ・武藤・汐見・砂上『ここがポイント3法令ガイドブック』、フレーベル館、2017年

お疲れ様でした。ご参加いただきありがとうございました！  
どこかで皆さんにお会いできる日を楽しみにしています。